

# 東北大学ケアサイエンス共創センター内規

制定 平成26年10月1日 医学系研究科長裁定

## (目的及び設置)

第1条 東北大学大学院医学系研究科保健学専攻看護学コース（以下「看護学コース」という。）と東北大学病院看護部（以下「看護部」という。）が連携し、知と技を結集し、次世代型ケアを創造することを目的とした、東北大学ケアサイエンス共創センター（Tohoku University Care Science Co-Creation Center（通称名：TUCSCO（タクスコ）以下「センター」という。）を置く。

## (部門)

第2条 センターに次の部門を置く。

- キャリアプロモート部門
- ケアリサーチ部門
- プラクティス部門
- 評価部門

2 各部門にユニットを置くことができる。設置するユニットについては別に定める。

## (組織)

第3条 センターに、センター長および副センター長を置く。

- 1 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 2 センター長は、看護学コース教授及び、大学病院看護部長から、医学系研究科長が指名（又は委嘱）するものとする。
- 3 副センター長はセンター長が指名するものをもってあて、センター長に事故があった場合その職務を代行する。
- 4 センター長および副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

## (運営委員会)

第4条 センターに組織、人事、予算、その他運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

## (運営委員会の組織)

- 第5条 運営委員会は、委員長および次に掲げる委員をもって組織する。
- 一 医学系研究科保健学専攻看護学コース教授または准教授 若干名
  - 二 大学病院看護部長
  - 三 大学病院副看護部長 若干名
  - 四 その他運営委員会が必要と認めた者 若干名

## (運営委員会の委員長)

第6条 運営委員会の委員長は、センター長をもってあてる。

- 2 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

## (委嘱)

第7条 第5条第1号、第3号及び第4号に掲げる委員は、研究科長が委嘱する。

## (任期)

第8条 第5条1号、第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

## (運営委員会の庶務)

第9条 運営委員会の庶務はセンターが行う。

## (雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

## 附則

- 1 この内規は、平成26年10月1日に制定し、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に委嘱されたセンター長及び運営委員会の任期については、第3条第5項及び第8条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。